

16. 一時預かり

一時預かりとは、下記の様々な事由により、お子さんを家庭で保育することが困難になった場合に認可保育施設でお預かりする制度です。

【対象者】

市川市に住民登録されている、生後7か月以上から小学校就学前のお子さん

※同居する人のいずれもが保育にあたれない、もしくは困難なことが条件です(リフレッシュを除く)。

※幼稚園や保育園に在園されているおさんは原則としてご利用できません。

【日時】 月曜日～金曜日 9:00～17:00

【保育施設】

一時預かり実施保育施設一覧(公立 p.48・私立 p.49)を参照ください。

※ より多くの方にご利用いただくため、1か月内(例:4月1日～4月30日)で複数の保育施設はご利用できません。

※ 保育施設の空き状況により、最大の日数まで利用できない場合もございます。

※ ご利用にあたり、保護者とお子さん同伴での『面接』が必要です。

【利用要件】

1. 一時的に保育が困難な場合(月15日が限度)

① 就労・就労面接・就学・職業訓練

保護者の就労や就労の面接、就学、職業訓練等により断続的に家庭での保育が困難となる方

(例)○週に2～3日の就労 ○会社面接 ○ハローワーク面接等

※「求職活動」の場合、利用できる期間は2か月間です。

② 緊急・一時的な場合

保護者の出産、傷病、事故、介護、看護、災害等社会的に止むを得ない理由により緊急・一時的に家庭での保育が困難となる方

(例)○出産のため1週間入院する ○祖母が入院したので付き添いが必要

※「出産」の場合、利用できる期間は出産予定月とその前後2か月間(合計5か月間)です。

③ 裁判員に選ばれた場合

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』に定める裁判員候補者の呼び出し及び裁判員の出頭に応じる場合

2. 育児中のリフレッシュの場合(月2日が限度)

(例) ○育児の合間のリフレッシュ ○健康診断 ○単発の通院

【手続き】

各保育施設に直接ご連絡いただき、空き状況を確認のうえ、親子同伴の面接予約をしてください。

※受付時間は、13時～17時です。

1. 利用申し込み

面接時に「一時預かり事業利用申込書」と下記必要書類をご提出ください。

○必要書類（お子さんと同居している方全員分が必要です）

事由	必要書類
就労	就労証明書
求職活動	求職活動申告書
就学	在学証明書（学生証）と授業時間割
出産	母子健康手帳の写し（表紙および分娩予定日のページ）
保護者の疾病・障害	診断書、通院証明書、身体障害者手帳など
介護・看護	診断書、身体障害者手帳など
裁判員制度に応じる	裁判制度に基づく呼出状
リフレッシュ	なし

2. 保育施設での面接

事前に保育施設でお子さんと一緒に面接を受けていただきます。

3. 利用開始

保育施設で指定の「利用明細票」に、利用日毎の開始・終了時刻を記入してください。

4. 利用終了

利用理由がなくなった場合は、「一時預かり事業利用辞退届」を保育施設に提出してください。

（利用承認等通知書の下部が辞退届になっています。）

※「辞退届」提出後、再度利用する場合や申請理由に変更があった場合は、同じ年度内でも新たに申請が必要になります。

◆公立保育施設のご案内◆

※公立と私立で、利用料の計算方法や支払方法が異なりますのでご注意ください。

※私立の一時預かりをご利用の場合は、「私立保育施設のご案内」（p. 49）をご確認ください。

保育施設名	所在地	電 話	申し込み先
平田保育園	平田 1-20-16	080-7461-0964 ★	直接各保育園へ お申込みください。 受付時間は 13～17時です。
行徳保育園	行徳駅前 4-22-17	080-9706-8120 ★	
鬼高保育園	鬼高 1-11-20	070-6668-3503 ★	
塩焼第2保育園	塩焼 3-11-15	080-7182-9376 ★	
新田第2保育園	新田 2-1-24	080-9691-0191 ★	

★印は一時預かり専用ダイヤルです。

【利用料】

	年 齢	利 用 料 金	
利用料	3歳未満児クラス	300 円/1時間(枠)	予約枠・利用枠は正時(●●時ちょうど)～正時 (例)9時30分～10時30分のご利用の場合は、 9時枠・10時枠の2枠ご利用として取り扱います。
	3歳以上児クラス	200 円/1時間(枠)	
昼食料	300 円/1回		利用する方は前日までに、保育施設にお申込みください。

【利用料の支払方法】

公立は、原則としてご利用日ごとに各園でキャッシュレス決済によるお支払いとなります。

★キャッシュレス決済

クレジットカード（一括）、電子マネー（交通系 IC、WAON、QUICPay 等）、二次元コード（PayPay、auPay、d 払い等）がご利用いただけます。

★納付書払い

やむを得ずキャッシュレス決済を利用できない方は、利用月の翌月に1か月分をまとめて「納付通知書」を郵送いたしますので納期限までに**指定金融機関の窓口（15時まで）**でお支払いください。
(コンビニエンスストア・郵便局・ATMではお取り扱いできません。)

※利用料を滞納している場合はご利用をお断りすることもありますので、ご了承ください。

【利用内容等のお問い合わせ】

市川市 こども家庭部 幼保施設管理課 運営支援グループ 電話 711-1792（直通）

【お申込みのお問い合わせ】

空き等のご確認、お申込みは直接保育施設へお願いします。

※面接時には、必ず母子健康手帳をご持参ください。

※なお、リフレッシュ以外の要件でご利用の方は、要件確認のため就労証明書・診断書等も面接時に必要になります。

◆私立保育施設のご案内◆

※公立と私立で、利用料の計算方法や支払方法が異なりますのでご注意ください。

※公立の一時預かりをご利用の場合は、「公立保育施設のご案内」（p.48）をご確認ください。

保育施設名	所在地	電 話	申し込み先
国府台保育園	国府台 2-9-13	372-3740	直接各保育施設へ お申込みください。
百合台保育園	曾谷 3-11-1	374-0789	
さくらんぼ保育園	市川南 2-6-22	322-3334	
市川キッズステーション	市川南 1-10-1 3F	322-8733	
市川大野ナーサリースクール	大野町 3-1438-1	339-3331	
市川どろんこ保育園	鬼越 2-18-19	302-7333	
風の谷こども園	北国分 4-10-3	375-2700	

【利用料】

	年 齢	利 用 料 金	
利用料	3歳未満児クラス	300 円/1時間	利用時間に応じ、分単位の端数は利用日毎に1時間に切り上げさせていただきます。
	3歳以上児クラス	200 円/1時間	
昼食料	300 円/1回		利用する方は前日までに、保育施設にお申込みください。

【利用料の支払方法】以下のどちらかをお選びください。

★スマートフォンを利用した二次元コード決済（クレジットカードまたはPayPay）

利用月の翌月に、決済に必要な二次元コードが記載された通知を郵送いたします。二次元コードを読み取り、納期限までにお支払いください。（領収書の発行はできません。）

★納付書払い

利用月の翌月に納付書を郵送いたします。納期限までに指定金融機関の窓口（15時まで）でお支払いください。（コンビニエンスストア・郵便局・ATMではお取扱いできません。）

※利用料を滞納している場合はご利用をお断りすることもありますので、ご了承ください。

●上記の保育施設のほか、独自に一時預かりを実施している保育施設もあります。

利用要件・料金・時間等については直接、下記までお問い合わせください。

保育施設名	所在地	電 話
南八幡さくら保育園	南八幡 3-9-1	314-4190
K's garden 真間駅前保育園	真間 1-12-4	704-9966
アスク行徳保育園	行徳駅前 1-5-14 河幸第15ビル	701-1117
おおわだ保育園	東大和田 2-6-2	080-7168-1935 (一時預かり専用)

【利用内容等のお問い合わせ】

市川市 こども家庭部 こども施設入園課 運営費グループ 電話 711-1791（直通）

【お申込みのお問い合わせ】

空き等のご確認、お申込みは直接保育施設へお願いします。

※なお、リフレッシュ以外の要件でご利用の方は、要件確認のため就労証明書・診断書等が面接時に必要になります。